栃木県立足利中央特別支援学校いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」 という事実を踏まえ、児童生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに学校を挙 げて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、 関係機関とも連携しながら、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に向け、 様々な教育活動を通した未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した 際には、解消に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、「足利中央特別支援学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を 設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 組織的な対応に向けて

- ○いじめ対策委員会として、「未然防止・早期発見に係わる委員会(定期開催)」と「いじめ認知時の対応に係わる委員会(随時開催)」を組織し、様々な教育活動を通した未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、特定の教職員で問題を抱え込まず、組織的に対応します。
- ○いじめをはじめとする児童・生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的な対応力の向上を図ります。

2 いじめの未然防止に向けて

- ○児童生徒一人一人の生きる力を育て、分かりやすく、少ない支援で活動できるような 環境を整え、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、自ら学習 したくなるような授業づくりや集団づくりを行います。
- ○社会の一員としての自覚をもたせ、豊かな生活を送るために必要な知識とコミュニケーション能力を育てます。
- ○人権を尊重し、教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細 心の注意を払います。
- ○インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

3 いじめの早期発見・事案対処に向けて

○全ての大人が連携し児童生徒のささいな言動の変化などから、いじめを隠したり軽視

したりすることなく積極的に認識します。

- ○学校生活を通して、児童生徒が教職員に積極的に関われるような信頼関係の構築に努めます。
- ○保護者との信頼関係を深め、情報の共有に努めます。
- ○いじめの疑いがあることを認識した場合には、一部の教職員が決して抱え込むことな く組織的な対応をします。
- ○定期的なアンケート調査や教育相談、面談等の実施、相談箱の活用を行います。
- ○児童生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

4 いじめの解消に向けて

- ○いじめられた児童生徒を徹底的に守り通します。
- ○いじめられた児童生徒やその保護者の立場に立って対応します。
- ○いじめを発見、又はいじめの相談を受けた場合や保護者・近隣住民からの通報を受け、 いじめと思われる行為については、組織的に対応します。
- ○いじめた児童生徒には教育的配慮の下、行為の善悪の理解と反省を促し、二度といじ めることのないよう、毅然とした姿勢で指導・援助を行います。
- ○いじめられた児童生徒といじめた児童生徒への対応は、教職員の共通理解、保護者や 関係機関等との連携の下で取り組みます。
- ○いじめを見ている児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に 許されない行為であり、見逃さず報告しようとする態度を育成します。
- ○いじめの解消については、単に謝罪やいじめの行為が止んだことをもって安易に判断することなく、いじめられた児童生徒の状態を注視し判断します。また、いじめが解消した後も、いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。